

<p>(用途地域に関する経過措置)</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）の規定により定められる都市計画区域内の用途地域に関するこの政令の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域内について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日。以下同じ。）までの間の第一条の規定による改正後の都市計画法施行令（以下「新都市計画法施行令」という。）第三十一条の規定の適用については、同号イ中「同法第六十八条の第三項の規定により同法」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の建築基準法第六十八条の三の規定により建築基準法」とし、同号ロ中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」と、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」とする。</p> <p>（地方公共団体手数料令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十三条 この政令の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に関しては、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この政令による改正後の次に掲げる政令の規定中用途地域に係る部分は、なおその効力を有する。</p> <p>一から三まで 略</p> <p>四 流通業務市街地の整備に関する法律施行令</p> <p>附 則 （平成五年一〇月六日政令第三二九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成五年一一月八日政令第三五四号）抄 （施行期日）</p>	<p>(用途地域に関する経過措置)</p> <p>第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一二年六月七日政令第三一三五二号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一三年九月五日政令第二八六号）抄 （施行期日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一四年一月一三日政令第三三一号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年五月二六日政令第一一六〇号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年四月九日政令第一五六号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年五月二六日政令第一一六八号）抄 （施行期日）</p> <p>この政令は、機構の成立の時から施行する。</p> <p>附 則 （平成二九年六月一四日政令第一五六号）抄 （施行期日）</p> <p>この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則</p>
--	--

第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。